

マンション管理士 前島 事務所通信

2016年(平成28年)9月25日
第00038号(隔月発行)

編集／発行者：前島 英史
住所：京都市下京区西洞院通花屋町上ル
西側町 483 六条莊 10
電話：075-744-0918
URL：<http://www.mankan-maeiima.com>

の棟の場合、公用部分の契約は東京電力の「従量電灯C」と「低圧電力」で、年間電気代は約160万円。契約変更すると8%安くなる試算表が東京ガスから届いていたが、理事長は「委員会の考えは切り替えるなら東京ガス。しかし、8%では不十分という意見があり、なかなか総意には至らない」と話す。

慎重な姿勢は電通等による各種意識調査でも明らかだ。契約変更する場合の1ヶ月当たり削減額の目

公用部分の電気契約変更提案は管理会社も積極的に取り組んでいる。東急コミュニケーションズティーや野村不動産パートナーズは、新電力会社やグループ企業と連携し、8月から管理組合に提案を始めた。割引額の目安は最大10%前後。「管理費等の負担が少しでも軽くなる提案は喜ばれるので。受託管理組合向けサービスとして積極的に展開していくたい」(野村不動産パートナー)

国土交通省は7月29日、マンション標準管理委託契約書・同コメントの改正を行つた。専有部分売却等の際、宅地建物取引業者等からの求めに応じてマンション管理会社が開示するマントンシヨン管理情報について項目を充実させて、新設の契約書別表第5に一覧表記した。情報開示の事務費用は交付の相手方から受領でける規定を契約本文で明文化している。

改正はマンショングループに代わり情報開示できる範囲を規定した第14条（管理規約の提供等）のみ。開示の相手方を拡大し、宅地建物取引業者だけでなく、

売却予定の管理組合員から情報提供の求めがある場合も、別表第5記載事項について書面または電磁的方法で開示する。

条件の契約更新と同じ扱いとなるが、「管理組合と十分な調整を行うことが必要」とも指摘。重大事故・事件の対象は共用部分だけでなく、敷地も明示した。(マンショングループ新聞 1013号)

標準管理委託 契約書を改正

情報開示項目を拡大

国交省

護法に照らし特段の配慮が必要な情報ではないとコメントで注釈していく。

4月の電力小売り全面自由化以降、契約切り替えに対する関心が薄まり、高圧一括受電事業者は「一括受電のメリットが見直される」と期待を示す。管理会社による共用部分向け電力小売りサービスも活発化する中、管理組合にとつて最適な選択肢とは何だろうか。

すでに1年近く専門委員会で電気契約見直しを検討している都内団地管理組合の理事長は「今も答えが出ない」と話す。

すでに1年近く専門委員会で電気契約見直しを検討している都内団地管理組合の理事長は「今も答えが出ない」と話す。

安は1000円以上とされる。先の約50戸の団地の場合、8%の割引では月額戸円。総意を得るには

ズ）と話す。

こうした状況下、削減額の大きさの点で「高圧一括受電の優位性は変わらぬ」と強調する

（本社京都）

共用部分の電気契約において、小売り電気事業者変更や料金プランの変更の決議要件は何か。一般社団法人マンション管理業協会は、「事業者変更」は総会の普通決議が必要だとする考え方を示して

点を指摘

また標準管理規約第48条15号で総会の議決事項に「その他管理組合の業務に関する重要事項」との規定があることから、小売り電気事業者変更は総会決議が必要で、特別決議事項には該当しないため決議要

め総会で「料金プランで従前より有益な提案がなされた場合、その決定は理事会に付託する」という形で決議しておると、有利なプランが変更を理事会で決議できる、としている。(マンション)

電力小売り自由化 から4ヶ月経過

今も答え出ない

管理組合は慎重姿勢？

電気料金の削減対象が共用部のみ。共用部のみの場合、削減率は30%から40%と自由化に伴う低圧の料金体系内の価格競争より削減幅は大きい。

管理組合に助言する際の参考として、協会が事務連絡した文書によるところ、共用部分の小売り電気事業者変更に伴い電気料金が変わり、収支予算に影響していくる旨を指摘。

件は普通決議、との
考え方を示している。

築年数別マンション保険料 モデルケース

(単位・円、期間5年)

条件一東京都、70戸、延べ床5000m ² 、保険期間5年、掛け捨て型。建物評価7億円、保険金額4億2000万円（付保割合60%）。施設賠償責任特約保険金額5億円、貴人賠償責任特約保険金額1億円。水災不担保、電気的機械の事故不担保、災害緊急費用特約なし					
	東京海上グループ		MS & AD インシュアランスグループ		SONPOホールディングスグループ
	東京海上日動火災	日新火災	三井住友海上火災	あいおいニッセイ同和損保	損保ジャパン日本興亜
保険名	新マンション総合保険	マンションドクター火災保険	G K 住まいの保険 マンション管理組合用	家庭総合保険 マンション管理組合用 プラン	マンション総合保険
新築	827,950	900,650～936,100	1,298,470	905,310	955,580
築5年	1,237,680	900,650～1,145,780	1,566,060	1,263,430	1,133,180
〃10年	16,46,790 (1,482,190)	1,033,370～1491,860	1,946,230	1,790,410	1,628,730
〃15年	2,237,900 (2,015,510)	1,032,340～1,904,880	2,538,720	2,525,960	2,525,610
〃20年	3,104,240 (2,794,610)	1,091,140～3,024,130	3,469,850	3,404,730	3,028,790
〃25年	3,829,720 (3,446,260)	1,091,140～4,056,780	4,929,390	3,775,830	試算困難
〃30年	4,579,560 (4,121,170)	1,084,640～5,040,420	6,536,310	4,221,640	試算困難
〃35年	4,579,560 (4,121,170)	1,084,640～5,040,420	6,536,310	4,221,640	試算困難

(東京海上日動の()内金額は無事故割引適用。作成協力・セゾン保険サービス。2016年8月19日現在)

今回も総合代理店セゾン保険サークルの協力を得て、バスの協力を得て、比較表を作成した。損保5社の保険料今や築年数をべりに保険料等が細かく異なるため「ざっくりとした保険料の格差程度と見てほしい」（岩崎正裕 営業部マネジメント）と指摘する。

来年1月1日、損害保険各社の地震保険が改定される。損害区分は「全損・半損・一部損」の3区分から「半損・大半損・小半損・一部損」の4区分へ細分化。一部損と半損で保険金支払金額が10倍異なるという格差問

割合を5%・3%に對し支払い題は、1月1日以後0%・60%と緩やかにし、解決を図る。

川県・千葉県は2300円(11.4%)引き上がる。地震保険付帯率は一般社団法人日本損害保険協会によると、直近の20年間が4割弱。
12年度は36%で増加傾向は微増。(マンション管理新聞1014号)

4区分に細分化

が高めたが、築年数による引き受け制限を設けていない。免責金額は個人賠等で一定の築年数以上では金額で各社異なる場合がある

0万円程度で年間制限なし。あいおい保険は1年につき500・100・300万円を選択でき、比較表のように保険料のピークは築30年。築30年以後は一定だ。

◇

0万円程度で年間制限なし。あいおい保険は1年につき500・100・300万円を選択でき、複数の保険会社を比較し、有力な選択肢を見つけておきたい」と話す。築5年を境に新規契約の引き受け条件が厳しくなる会社もあるため、検討は早めにしたい。(マンション管理新聞 1014号)

損害保険 大手各社の動向は 保険料のピーグ 築30年

編集後記

(使用者が記入してください)